

男鹿市選挙管理委員会告示第2号

男鹿市公職選挙法施行細則の一部を改正する告示について

男鹿市公職選挙法施行細則の一部を改正する告示を別紙のとおり制定する。

令和7年3月3日

男鹿市選挙管理委員会
委員長 浅野光男

男鹿市公職選挙法施行細則の一部を改正する告示

男鹿市公職選挙法施行細則（平成17年男鹿市選挙管理委員会告示第3号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(補正登録又は抹消の告示) 第7条 法第26条及び法 <u>第28条</u> の規定による告示は、それぞれ様式第8号及び様式第9号に準じて行うものとする。	(補正登録又は抹消の告示) 第7条 法第26条及び法 <u>第28条第3号</u> の規定による告示は、それぞれ様式第8号及び様式第9号に準じて行うものとする。
様式第63号（第59条関係）	様式第63号（第59条関係）
	
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。